

モバイルルーターオプション重要事項説明

以下の内容を必ずご確認ください。

【サービス提供者の名称】

株式会社イージェーワークス

【問い合わせ先】

kyoto-Inet カスタマーサポート

(受付時間：10:00～19:00、土日祝を除く平日)

TEL：0800-123-0484

FAX：045-472-2777

E-mail：info@kyoto-inetbb.jp

サービス概要】

サービス名称：モバイルルーターオプション

サービス内容：NTT ドコモ回線を使用したデータ通信用 SIM カードの提供。

【利用料金】

月額基本料金

モバイルルーターオプション 1GB	980 円 (税抜)
モバイルルーターオプション 3GB	1,480 円 (税抜)
モバイルルーターオプション 7GB	2,480 円 (税抜)
モバイルルーターオプション 10GB	3,280 円 (税抜)

※ 月額基本料金には、別途ユニバーサルサービス料が発生いたします。

(内部識別番号が「020」から始まる場合は除きます。)

追加クーポン利用料

400MB につき	1,000 円 (税抜)
-----------	--------------

手数料

データ通信明細発行 (メール送付)	200 円 (税抜) /月
SIM カード発行手数料	3,000 円 (税抜)

※ データ通信明細発行 (メール送付) は別途お申し込みが必要です。

※ SIM カード発行手数料は新規お申込み時の他、再発行時、SIM カードサイズ変更時にも発生いたします。

【サービス内容について】

- ・ 利用可能エリアは NTT ドコモの LTE 及び 3G の利用可能エリアに準じます。
- ・ ベストエフォート型のサービスのため、通信速度を保証するものではありません。
- ・ 通信速度は、契約者のご利用環境やネットワークの混雑状況等により、規格上の最大速度に対しての実効速度が著しく低下する場合があります。
- ・ サービス提供エリア内であっても、屋内や周辺の地形・建物などにより通信速度が制限される、又はご利用いただけない場合があります。
- ・ 当月の送受信の通信量の合計が、契約した容量 (1GB/3GB/7GB/10GB) を超えた場合、当月末までの通信速度は送受信最大 200kbps になります。
- ・ SIM カード毎に、クーポン残量がない、又はクーポンを OFF にしている状態 (最大 200kbps での通信時) で、3 日あたりの通信量が 366MB 超えた場合、当該 SIM カードを使った通信の速度を制限する場合があります。
- ・ 前月に使いきれなかった高速データ通信容量は、翌月に持ち越して利用することができます。持ち越せる容量の最大量は、使いきれなかった月のプランの高速データ通信容量分までとなります。
- ・ 容量の消費順は、前月のデータ容量繰り越し分からとなります。前月の繰り越し分を超過後に当月の高速データ通信

容量を消費します

- ・ 一定時間以上にわたって接続が継続されている場合には、当該接続を切断する場合があります。
- ・ 一定時間以上無通信状態が続く場合には、当該接続を切断する場合があります。
- ・ 本サービスにおいて使用する IP アドレスは、プライベート IP アドレスが割り振られるため、一部のアプリケーションがご利用いただけない場合があります。
- ・ 初期の PIN コードは「0000」で設定されています。PIN コードの設定方法はご利用端末の取扱説明書をご覧ください
- ・ 本サービスはデータ通信専用です。SMS 機能や音声契約や国際ローミングには非対応となります。

【お申込みについて】

- ・ 第三者からのお申込みはお受けできません。必ず契約者ご本人又は契約法人に属する個人が行ってください。
- ・ i モードなど NTT ドコモが提供するサービスを利用することはできません。
- ・ 利用開始月の高速通信量は、日割り計算の上割り当てられます。
- ・ 本サービスはご契約数を 1 契約のみとさせていただきます。
- ・ 本サービスの利用開始日は、SIM カードの開通処理日となります。
- ・ 状況により、SIM カード、端末の発送が遅れる場合があります。
- ・ SIM 単品をお申し込みの場合は LTE 又は 3G に対応し、技術基準に適合した（技適マークの付いた）モバイル端末が必要となります。
- ・ 日本国外からのお申込みはできません。
- ・ 端末とセットで購入された場合、弊社にて初期設定を行ったうえで商品を発送いたします。その際、数 MB 程度の容量を消費します。

【ご利用料金について】

- ・ 月額料金には、ユニバーサルサービス料が SIM カード毎に別途加算されます。
- ただし、020 より始まる内部識別番号（以下「020 番号」と表記）は、総務省令によりユニバーサルサービスに係る負担金の対象外となり、弊社から契約者へのユニバーサル料金の請求はございません。

020 番号は 2018 年 3 月 1 日以降に弊社が SIM カードの発行手続きを行った場合に適用されます。

2018 年 3 月 1 日以前に発行手続きを行った SIM カードは内部識別番号が 080 より始まり、ユニバーサルサービスに係る負担金の対象となります。

- ・ お支払いはクレジットカード又は口座振替のみとなります。
- ・ デビットカード、プリペイド式カードでのご契約、お支払いはできません。
- ・ ご利用明細はデータ通信明細発行をお申込みいただくことで、過去 3 カ月分までご確認いただけます。それ以前のご利用明細はご確認いただけません。
- ・ ご利用明細はメールでのみ発行いたします。
- ・ 領収書の発行は承っておりません。

【ご解約について】

- ・ ご解約はカスタマーサポートへご連絡ください。
- ・ 解約希望月の 20 日までのお申し込みで、解約お申込み月の末日をもって解約となります。
- ・ 最低利用期間は、契約開始日の翌月末日までです。
- ・ 最低利用期間内（契約開始月の翌月末日まで）での解約の場合、解約金として 2 ヶ月分の費用をお支払いいただけます。
- ・ 解約希望日に係らず解約月の月末までの料金がかかります。
- ・ モバイルルーターコースの解約は、付随する全てのサービスが解約となります。
- ・ モバイルルーターオプションの解約は、同サービスのみ解約となります。他契約サービスを解約する場合は別途お申し込みが必要です。
- ・ 購入された端末のご返却は必要ありません。
- ・ ご解約後の SIM カードは、下記住所宛に送料自己負担にて解約月翌月末日までにご返却ください。

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 3-1-9 13F

株式会社イージェーワークス

【端末について】

- ・ 在庫数によっては、ご購入いただけない場合がございます。
- ・ 状況により、発送が遅れる場合がございます。
- ・ 商品の交換又は返品は受け付けられないものとします。ただし、初期不良の場合はこの限りではありません。
- ・ 端末の製造事業者の保証規定に基づく保証や対応について、弊社は一切責任を負いません。
- ・ 修理、交換期間における代替機のご用意はございません。
- ・ メーカーにて修理・故障によりご利用端末が交換となった場合は弊社に端末情報のご連絡をお願いいたします。
- ・ 修理又は故障となった際のサービス利用不可期間に対する返金又は減免は行いません。

【オプションについて】

- ・ 追加クーポンは、当該追加クーポンの利用申込を当社が承諾した日の属する月の翌月から3ヶ月後の月末までの期間において有効となります。
- ・ データ通信明細発行（メール送付）は弊社提供の基本メールアドレス宛に送付します。

【初期契約解除制度（クーリングオフ）について】

本サービスにおいて電気通信事業法に定める初期契約解除制度の対象となるのは「音声通話機能付き SIM カード」「音声通話機能専用 SIM カード」「データ通信専用 SIM カードのうち、最低利用期間を定めた（期間拘束）もの」を個人が契約された場合となります。単体又はセット販売による端末機器及びオプション品の販売提供は対象外となります。

対象となる SIM カードのサービスを初期契約解除制度により解除する場合、契約者をご契約内容確認書面を受領した日から起算して8日以内は、解除する意思と解除対象契約を特定するために必要な契約者情報を文書にてお申し出いただくことで、契約の解除（初期契約解除）ができます。この場合、契約者の文書郵送時の消印日付にその効力を生じるものとします。

なお、当社並びに当社の代理店等が本サービスの契約案内にあたり初期契約解除に関する事項について不実の内容を告げたことにより契約者が誤認し、また威迫したことにより困惑して初期契約解除を行わなかった場合、当社からご契約内容確認書面を改めて交付します。契約者がその書面を受領した日から起算して8日以内にお申し出をされた場合、初期契約解除ができるものとします。

上記により契約者からの初期契約解除のお申し出を当社が受けた場合、以下の通りといたします。

- ・ 当社は契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の請求は行いません。
- ・ 初期契約解除時点で既に発生した初期費用をご請求いたします。
- ・ 初期契約解除時点で既に発生した月額基本料金を日割りにてご請求いたします。
- ・ 初期契約解除時点で既に発生した通信料金はご請求いたします。
- ・ 初期契約解除時点で契約者が当社から既に受け取った特典・割引がある場合ご返金いただきます。
- ・ 初期契約解除時点で受け取っていない特典・割引がある場合、その提供を受けることができません。
- ・ 既に当社がサービス提供料金等を契約者から受領しており、それが初期契約解除に関連して当社が請求する金額を越えている場合、その差額をお客様に返還します。

初期契約解除制度に関する連絡先は以下の通りです。

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 3-1-9 13F

株式会社イージェーワークス

kyoto-Inet カスタマーサポート（受付時間：10:00～19:00、土日祝を除く平日）

TEL : 0800-123-0484 E-mail : info@kyoto-inetbb.jp

【本重要説明事項の内容変更について】

- ・ 本重要説明事項は予告なく内容を変更することがあります。

以上

2017年8月9日作成

2017年9月19日改定

2018年1月4日改定

2018年2月28日改定

2019年3月4日改定

2019年3月19日改定

発行元：株式会社イージェーワークス <http://www.ejworks.com/index.html>